

第19回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成28年8月4日 10:30～11:30

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第3・4会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委員：石崎、瀧澤、大橋、斉藤、久保田、難波江、阿部、農頭、宮崎

K H K：安田、森永、草野、成宮

IV. 議 題：

(1) 前回議事録(案)の確認・承認

(2) 技術基準整備3ヶ年計画（平成28～30年度）(案)について

(3) 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 KHKS0151 (2012)の見直しについて

(4) アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 KHKS0152 (2012)の見直しについて

(5) その他

V. 配付資料

資料19-1 移動容器規格委員会委員名簿

資料19-2 第18回移動容器規格委員会議事録（案）

資料19-3 技術基準整備3ヶ年計画（平成28～30年度）(案)

資料19-4-1 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 KHKS0151 (2012)の見直しについて

資料19-4-2 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 KHKS0151 (2012) 改正案（新旧対照表）

資料19-5-1 アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 KHKS0152 (2012)の見直しについて

資料19-5-2 アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 KHKS0152 (2012)改正案（新旧対照表）

参考資料1 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 KHKS0151 (2012)

参考資料2 アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 KHKS0152 (2012)

VI. 議事概要

1. 事務局挨拶等

(1) 機器検査事業部 森永部長より挨拶があった。また、小泉正男前委員が5月1日にご逝去されたため、追悼の意を表し出席者全員で黙祷を捧げた。

(2) 事務局より資料19-1に基づき以下の報告等を行った。

①欠席委員（大谷委員、石田委員、北野委員）の報告

- ②委員11名の出席があり、定足数8名以上を満足し、委員会は成立
- ③新任委員（大橋委員、齊藤委員）の紹介

2. 前回議事録（案）の確認・承認

資料19-2に基づき「第18回移動容器規格委員会議事録（案）」の採決が実施された。出席委員の過半数（6名以上）の賛成（満場一致）により可決された。

3. 技術基準整備3ヶ年計画（平成28～30年度）（案） について

事務局より、資料19-3に基づき、平成28年度から30年度における移動容器規格委員会の技術基準整備計画について説明があり、技術基準整備3ヶ年計画（平成28～30年度）（案）について採決を実施したところ、出席委員の過半数（6名以上）の賛成（満場一致）により可決された。

4. 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 KHKS0151（2012）の見直しについて

(1) 事務局より、資料19-4-1及び資料19-4-2に基づき、空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 KHKS0151（2012）の見直しについて説明があった。主な質疑等は次のとおりである。

①再検査における不合格率ほどの程度か。

→鋼製容器では、ほぼ0%であり、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器では、100～200本に1本程度不合格が出ているとのことである。容器所有者が再検査申請の前に不合格となるおそれのある容器については再検査を受検せず容器を廃棄することが、不合格率が低くなっている原因である。

②過去に事故が発生し問題となった、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器のき裂は、現在でも再検査で確認されるのか。

→現在はほとんど見掛けない。

→問題となったアルミニウム合金材の6351は、現在使用されておらず、6061が主流である。

(2) 質疑応答後、軽微な変更に伴う改正を行うことについて採決を実施したところ、出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

5. アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 KHKS0152（2012）の見直しについて

(1) 事務局より、資料19-5-1及び資料19-5-2に基づき、アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 KHKS0152（2012）の見直しについて説明があった。主な質疑等は次のとおりである。

①標準容器の内容積について、KHKS0151では10L～15L、KHKS0152では検査しようとする容器に適したものと規定されているが、今後統一する必要はないか。

→空気呼吸器用容器の内容積は10L程度、一般用途のアルミニウム合金製容器の内容積は47L程度を想定して基準が作成されていると考えられ、現行基準の規定どおり再検査対象となる容器の内容積に近い標準容器を所有するべきだと考える。

→規定の趣旨は、検査を行う容器に応じた標準容器を用意することであると考えるため、現状どおりで問題ないとする。

②標準容器検定成績書について、上段の表は、標準容器の製造メーカーが記入するが、下段の表は、容器検査所の検査主任者が検査を行い、記入しても問題ないか。また、記入欄が不足した場合はどうすべきか。

→定期検査にあつては、容器検査所の検査主任者が検査が行うことで問題ない。
→記入欄が不足した場合は、標準容器の定期検定の状況について継続性が確認できる方法で記録すれば問題ないとする。

③基準見直しに関して、具体的にはどの団体にヒアリングを行ったのか。

→全国高圧ガス容器検査協会へヒアリングを行った。

④解説9.2の表のアルミニウム合金番号は、JISに限定されているのであれば番号の前に「A」を付けたほうが正確な表現となる。

→容器の製造には同等材として海外の材料も認められおり、流通している容器には海外製のものもあり、JIS材には限定していないため「A」を付けていない。

(2) 質疑応答後、軽微な変更に伴う改正を行うことについて採決を実施したところ、出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

6. その他

(1) 来年度の委員会以降、委員会資料を事前に送付することとなった。

(2) 次回委員会の開催日は未定のため、開催する場合は別途調整を行う。

以上